施策No.2　人々が尊重しあう地域社会の実現

施策の目的

対象	意図
市民	お互いを知り、尊重している

現状

本市では、基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくし、明るく住みよいまちの実現に向けて、平成22年7月に「人権尊重のまち」を宣言しています。

人権に関する取組みについては、国・県や関係団体等との連携のもとに、人権擁護委員の配置や各種講座・研修会等の開催、男女共同参画の推進など、市関係各課において様々な取組みや人権に関する相談会を実施しており、平成21年度に開催した特設人権相談を利用した人は46人となっています。また、本市に居住している外国人の中には、言葉の問題から十分なコミュニケーションが図れず、日常生活において不便を強いられている例も見受けられるため、日本語講座を開催するなど支援を行っています。

市民意識調査によると、「人権に関する学習会や講演会等へ参加している」市民の割合は14.2%で、年齢別では、20歳未満、40歳代、70歳代は若干高い割合となっていますが、年齢が上がるにつれて低くなる傾向があります。職業別でも差があり、職場によって取組みが異なることや、市が開催する広く市民が参加できる学習会や講演会が少ないといえます。

「人権を侵害されたことがある」と答えた市民の割合は、7.9%となっています。年齢別では、30歳代が13%と最も高く、40歳代は10.2%、その他の年齢は7%以下となっており、職場、家庭を問わず様々な環境で発生しています。

男女共同参画社会に関する市民意識調査によると、「暴力を受けた経験がある」と答えた市民の割合は27.9%ですが、市への相談件数は年間数件にとどまっています。市で把握している範囲では、高齢者に対する虐待は少なく、子どもに対する虐待は年々増加傾向にあります。虐待は、本人、近親者による相談や身体的虐待により発見される場合が多く、発生状況を適正に把握することは難しい状況となっています。

「社会全体において男女が平等になっていると思う」市民の割合は27.1%で、個別項目ごとにみると、学校教育では40.3%、家庭生活では36.1%、法律や制度上では27.7%、職場では27.4%、自治会等の地域社会では24.5%、政治の場では23.5%、社会通念・習慣・しきたりでは18.3%となっており、全ての項目において男性より女性が低く、男女間で意識にギャップがあります。自治会やコミュニティ活動における女性の参画も少なく、まちづくりに関する市の審議会等における女性の登用率は21%と低い状況となっています。多くの審議会の委員構成が各団体の長をもって充てられていることや、団体長の選出において女性の選出が少ないことがその原因と考えられます。

今後の状況変化

・核家族化や少子高齢化、過疎化、地域における連帯意識の希薄化などを背景として、子どもに対する虐待、要介護者に対する家族の虐待や介護放棄、ドメステック・バイオレンス[1]などが増加することが危惧されます。
・伊佐市男女共同参画基本計画を、平成22年度に策定します。

課題

・人権に関する学習会や講演会等について、市民が参加しやすい仕組みを作る必要があります。
・人権侵害や家庭内暴力、子ども・高齢者への虐待について、早期発見、予防などに努める必要があります。
・男女平等が図られるよう、意識改革や仕組みづくりに努める必要があります。
・市の審議会や委員会等において、女性が参画できるよう機会を広げる必要があります。

～施策の方針～

基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくし、明るく住みよいまちの実現に向けて、市民や事業所等と連携して人権教育・啓発の取組みを進めます。あわせて、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めます。

目的の達成度をあらわす指標とその目標値

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値 （　）は成り行き値
A　人権に関する学習会や講演会等へ参加している市民の割合【市民意識調査】	14.2%	24.0% （14.2%）
B　人権を侵害されたことのある市民の割合【市民意識調査】	7.9%	5.0% （8.5%）
C　「社会全体において男女が平等になっている」と思う市民の割合【男女共同参画社会についての市民意識調査】	27.1%	37.0% （32.0%）

目標設定の考え方

A：人権に関する学習会や講演会等へ参加している市民の割合は、学習会等の開催回数や規模などの影響で若干の増減はあっても割合としてはさほど変わらないと予想し、平成27年度における成り行き値は、平成21年度水準で推移すると見込みます。目標値は、年齢別で2番目に高い40歳代の水準（22.3%）を参考に、24.0%をめざします。

B：人権を侵害されたことのある市民の割合は、高齢化や介護家族の増加による家庭内の虐待、景気の低迷を背景としたハラスメント[2]などが増えることが予想され、平成27年度における成り行き値は、8.5%を見込みます。目標値は、平成21年度水準の3分の2以下の5.0%をめざします。

C：社会において男女が平等になっていると思う市民の割合は、男女平等の意識の定着化が図られ、少しずつ増加すると予想し、平成27年度における成り行き値は、32.0%を見込みます。目標値は、「非常に平等」「かなり平等」と答えた割合が2番目に高かった家庭生活の水準（36.1%）を参考に、37.0%をめざします。

目標達成に向けた基本的な取組

- 人権に関する学習会や講演会等について、市民が積極的に参加できるような仕組みを構築します。
- 人権相談機関等に関する情報提供や周知を行い、人権が侵害されている、または、侵害される恐れのある市民の救済を図ります。
- 人権侵害や家庭内暴力、子ども・高齢者への虐待については、関係各課や警察、関係団体と連携し、その実態を迅速に把握するための仕組みづくりや、早期発見、予防など適切な対応に努めます。
- 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力防止と救済に向けて、相談の充実や関係機関との連携体制を整備します。
- 男女共同参画社会に関する多様な学習機会の提供と充実を図ります。
- 政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。
- 男女共同参画基本計画に基づき、女性も男性もその個性や能力が発揮できる社会の構築をめざし、市民や民間事業所と連携して、その実践に向けた活動を推進します。

協働による市民と行政の役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体等）の役割	行政の役割
○市民一人ひとりが、人権に関して学習し、理解するとともに、お互いの個性、人権を尊重し認め合います。 ○地域は、市民がそれぞれの立場を認め合い、お互いを尊重する地域づくりに努めます。 ○事業所は、就業者がお互いに人権を尊重しあう職場づくりに努めます。	○人権に関する学習会や講演会、相談事業等を開催します。 ○人権に関する理解を深めるための事業を実施する社会福祉施設の運営を行います。 ○伊佐市男女共同参画基本計画に基づき、全庁的に取組みを推進します。

【人権に関する学習会や講演会等へ参加している市民の割合】

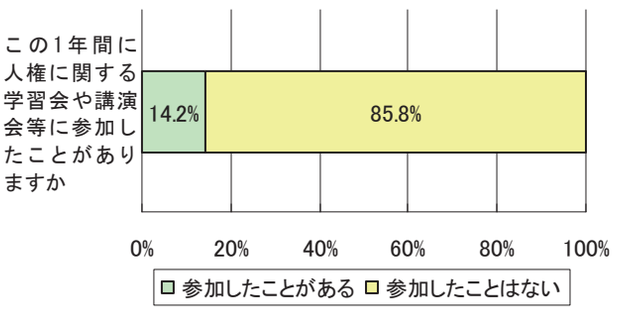

【人権を侵害されたことのある市民の割合】

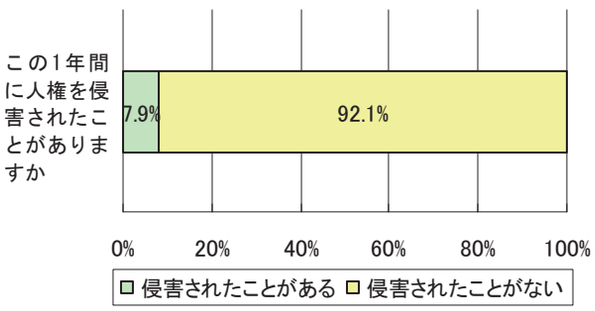

資料：伊佐市（市民意識調査（2010年度実施））

【社会全体において男女が平等になっていると思う市民の割合】

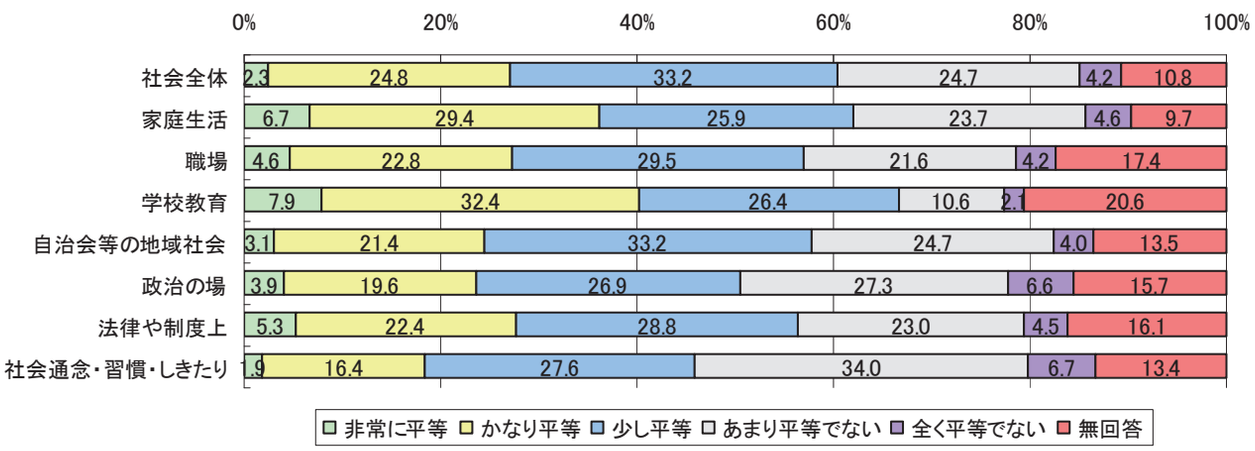

資料：伊佐市（男女共同参画社会についての市民意識調査（2009年度実施））

[1] ドメスティック・バイオレンス（DV）：ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）とは、同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のことをいいます。近年ではDVの概念は同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もあります。

[2] ハラスメント：嫌がらせ。いじめ。→セクシュアルハラスメント→パワーハラスメント、英語では、苦しめること、悩ませること、迷惑の意。